

○入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年2月10日

香川県知事 池田 豊人

1 入札に付する事項

(1) 事業名

令和8年度香川県情報誌広告事業

(2) 業務の内容

仕様書による

(3) 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を令和8年2月27日午前10時までに電子メールにより提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（令和8年度香川県情報誌広告事業）」とすること。

提出先：kocho@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等（入札説明書の交付等）

令和8年2月10日から令和8年2月19日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時15分）

郵便番号 760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部知事公室広聴広報課 広報グループ

電話番号 087-832-3019

FAX 番号 087-862-4514

なお、香川県ホームページ内の情報誌広告事業に係るページ
(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kocho/koho/kohosonota/index.html>) においても閲覧に供
する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年2月19日午後5時15分までに4に示した場所
に対し、「令和8年度香川県情報誌広告事業質問書」で提出すること。(電子メールやFAXによる
送付も可とする。)

電子メール : kocho@pref.kagawa.lg.jp

回答は、令和8年2月24日から令和8年2月26日までの間(休日を除く午前8時30分から午後
5時15分まで)、4に示した場所において閲覧に供するとともに、令和8年2月24日午後5時15
分までに応募事業者全員に電子メール又はFAXで回答する。

6 入札及び開札を行う日時及び場所

令和8年2月27日 午前10時

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県庁北館3階入札室

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規 定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に 規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否 否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年2月19日午
後5時15分までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の
結果は、入札日の前日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けさ
れている者であること。
- (3) (2)の競争入札参加資格において、香川県内に本社(本店)を有する者、又は県内に支店、営
業所等の事業所を有しかつその長が代理人として香川県との商取引に係る権限を委任されて
いる者であること。
- (4) 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年
法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる
者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた者
- (6) 国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と過去3年以内に広告代理に係る契約を締結
し、これを全て誠実に履行したことを証明した者であること。

10 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、9の(6)の要件を満たすことを証明する書類を令和8年2月19日午後5時15分までに、4に示した場所に提出(郵便又は信書便による場合は同日午後5時15分必着)し、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、入札日の前日までに通知する。

11 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

12 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

13 落札者の決定方法

規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格を超えるもののうち最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品の買入れ等の契約に係る競争入札等の周知及び結果の公表に関する要綱に基づき公表する。

14 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日(休日の日数は、算入しない。)以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

15 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

16 その他

(1) 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。